

第六十五回国会
衆議院

科学技術振興対策特別委員会議録 第二号

昭和四十六年二月十七日(水曜日)

午後一時二十九分開議

出席委員

委員長 渡部 一郎君

理事 木野 晴夫君

理事 近江巳記夫君

加藤 陽三君

梶山 静六君

綿貫 民輔君

山中 吾郎君

山原健二郎君

出席國務大臣

國務大臣 西田 信一君

科学技術庁長官 矢島 嗣郎君

出席政府委員

科学技術庁長官 官房長 野崎 博之君

科学技術庁長官 官房會計課長 梶山 静六君

科学技術庁計画局長 梅澤 邦臣君

科学技術庁研究調整局長 石川 晃夫君

科学技術庁原子力局長 田坂 鋭一君

運輸省船舶局長

二月五日

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四四号)

同月十三日

海洋科学技術センター法案(内閣提出第四三三号)

は本委員会に付託された。

第二類第三号

科学技術振興対策特別委員會議録第二号

昭和四十六年二月十七日

本日、激動する一九七〇年代において豊かな社会を創造するために、その要請を迅速、適確に把握し、これにこたえ得る科学技術の振興をはかることは、われわれに課された重大な使命であると考えます。

このような観点から、私は、昭和四十六年度において、次のような諸施策を強力に推進する所存であります。

第一は、科学技術振興基盤の強化であります。

わが国の科学技術を総合的、計画的に推進するため、科学技術振興基本計画の策定を進めつつありますが、なお、目下実施中の技術予測の結果を十分参酌する所存であります。

また、科学技術に関する普及啓発活動についても、特に意を用いてまいりたいと考えております。

さらに、研究環境の整備充実、優秀な人材の養成確保等各種の科学技術振興基盤強化のための施策を講ずるとともに、研究学園都市の建設の促進にも意を用いてまいりたい所存であります。

第二は、原子力の開発利用の推進であります。

わが国の原子力の開発利用は、実用化の段階に向かつて急速に進展しつつありますが、さらに、積極的な施策を推進する所存であります。

まず、動力炉の開発につきましても、夢の原子炉といわれる高速増殖炉について、その実験炉の建設を進めるとともに、原型炉に関する研究開発を本格化する一方、新型転換炉の原型炉の建設を促進したいと考えております。

また、核燃料につきましても、ウラン濃縮技術の開発、海外ウラン資源の調査を拡大強化するとともに、使用済み燃料再処理施設の建設を推進いたします。

さらに、原子力船「むつ」の原子炉機装等を進めるほか、核融合、食品照射に関する研究の推進、原子力施設の安全対策の強化、保障措置関連施策の充実等につとめる所存であります。これらのほか、原子力損害賠償制度の整備をはかるため、原子力損害賠償関係法の改正を行なうとともに、「むつ」の実験航海等に備え、日本原子力船開発事業団法の期限を延長することとしております。

第三は、宇宙開発の推進であります。

宇宙開発につきましても、昨年改定した宇宙開発計画に基づき、宇宙開発事業団を中核としてNロケット及び技術試験衛星の開発を進めるとともに、ロケットの打ち上げ施設、試験施設の整備をはかるほか、将来における宇宙開発の進展に対処するための基礎的、先行的研究を総合的に推進することとしております。

第四は、海洋開発の推進であります。

海洋開発の要請にこたえ、そのための科学技術の開発プロジェクトを強力に推進することとし、このため、海洋科学技術に関する試験研究、大型共用施設の設置及び運用、人材の養成等を行なう機関として、官学民の協力のもとに海洋科学技術センター(仮称)を新設することとしております。

また、潜水シミュレーターの建造及び潜水調査船「しんかい」の運用を進め、海中作業基地による海中居住実験を開始するほか、海洋の総合的な調査を促進してまいりたいと存じます。

さらに、海洋科学技術審議会を発展的に解消し、広く海洋開発に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議する機関として総理府に海洋開発審議会を設置し、海洋開発の総合的な推進をはかることとしております。

第五は、情報関連施策の拡充強化であります。

本日の會議に付した案件

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四四号)

情報化社会の進展に対処するため、ソフトサイエンスの振興を鋭意進めるとともに、科学技術会議の答申に示された科学技術情報に関する全国的流通システム構想の具体化のための調査検討、日本科学技術情報センターの拡充強化等科学技術情報流通の促進をはかる所存であります。

第六は、重要総合研究の推進であります。

国民生活の向上をはかるため、防災科学技術、交通事故防止技術、基礎電子技術等の総合的な研究を積極的に推進することがきわめて重要であります。特に公害の防止、環境の保全のための環境科学技術の研究開発には力を注ぎたいと考えております。

第七は、研究開発一般の推進であります。

以上の措置と並んで、基礎的、共通的研究を推進するとともに、民間における研究開発の促進をはかるため、新技術開発事業団の拡充強化、技術輸出に関する税制上の措置等を講じてまいる所存であります。

さらに、科学技術の面における国際交流の重要性にかんがみ、国連、OECD等の国際機関における科学技術活動に積極的に参加するとともに、二国間協力への拡充にもつと努めてまいりたいと存じます。

以上のほか、資源の総合的利用方策の推進につきましては、資源調査所を中心として、将来の資源利用構造の変化に応じた海外資源の長期安定確保に関する調査等を行ない、関係行政機関の施策の推進に資する所存であります。

これらの諸施策を実施するため、昭和四十六年度政府予算案におきまして、科学技術庁分は、原子力開発利用に約四百七十四億円、宇宙開発に約百十七億円をはじめとして、総額約七百九億円を計上いたしました。

以上、昭和四十六年度における科学技術振興施策の概要について申し述べましたが、科学技術の振興の衝に当たる私といたしましては、その使命の重大性を十分に認識し、これらの施策の実現については十分努力する決意であります。

ここに、委員各位の一そうの御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○渡部委員長 次に、昭和四十六年度科学技術庁予算について、矢島官房長より説明を聴取いたします。

○矢島政府委員 昭和四十六年度政府予算案におきまして、科学技術庁の予算案は、歳出予算額七百九億円、国庫債務負担行為額三百三十七億二千二百万円を計上いたしております。これを前年度予算額と比較いたしますと、それぞれ歳出予算額で百七億六千四百万円、国庫債務負担行為額で七十一億六千六百万円の増額となっており、その比率において約一八％の増となっております。

次に、予算要求額のうちおもな事項につきまして、その大略を御説明いたします。

第一に、科学技術振興基盤の強化といたしまして、歳出予算額九億四千九百九十九万円、国庫債務負担行為額二億二千二百万円を計上いたしております。これには、まず、わが国における科学技術を長期的な観点に立つて、計画的、かつ、総合的に推進するための国の基本計画を策定するため必要な経費並びに科学技術会議の運営をはかる経費など四千二百万円を計上いたしております。

次に、科学技術の普及啓発活動の推進につきましては、科学技術映画の製作、科学技術功労者の表彰、原子力の平和利用及び宇宙開発に関する国民の理解を深めるための広報活動を行なうほか、新たに、科学技術に関する広報啓発誌の発行を行なうなどこれらに必要な経費として六千二百万円を計上いたしております。

また、研究・学園都市の建設の促進につきましては、無機材料研究所の研究本館の建設及び国立防災科学技術センターの大型降雨実験施設の整備などに必要な経費といたしまして、歳出予算額六億百万円、国庫債務負担行為額二億二千百万円を計上いたしました。

さらに、優秀な人材の養成確保をはかるため国

内及び海外への留学、研修及び国際研究会への派遣などに必要な経費といたしまして、二億四千四百万円を計上いたしております。

第二に、原子力開発利用の推進といたしまして、歳出予算額四百七十七億七千五百万円、国庫債務負担行為額二百四十八億一千四百万円を計上いたしております。

まず、動力炉の開発につきましては、高速増殖炉の実験炉の建設を進めるとともに、原型炉のための研究開発を本格化するほか、前年度に引き続き新型転換炉の原型炉の建設を進めるため動力炉開発推進の中核であります動力炉・核燃料開発事業団の動力炉開発分といたしまして二百七十三億七千万円と、国庫債務負担行為額二百七十七億九千六百万円を計上いたしました。また、同事業団の核燃料開発関係の業務といたしましては、ウラン濃縮の研究開発、海外ウラン資源の調査等を拡大強化するとともに、使用済み核燃料再処理工場の建設の促進をはかってまいります。

以上のため、動力炉・核燃料開発事業団に対し政府出資金及び補助金を合わせ総額三百七十七億円と国庫債務負担行為額二百二十四億一千三百万円を計上いたしました。

次に、原子力第一船「むつ」の建造につきましては、定係港むつ市において原子炉の機装を進めるとともに原子力船付帯陸上施設の整備及び乗組員の養成訓練を行なうため、日本原子力船開発事業団に対し政府出資金及び補助金を合わせ十五億百万円と、国庫債務負担行為額二億四千二百万円を計上いたしました。

また、日本原子力研究所につきましては、材料試験炉等各種原子炉の運転及び整備を行なうほか、ウラン濃縮、核融合、食品照射の研究開発等に必要経費として政府出資金及び補助金を合わせ百十億六千四百万円と国庫債務負担行為額十五億四千三百万円を計上いたしました。

さらに、放射線医学総合研究所におきまして医療用サイクロトロン施設の建設をすすめるほか、国立試験研究機関における原子力試験研究及び民間に

対する原子力平和利用研究の委託など合わせて二十五億七千二百万円と国庫債務負担行為額五億五千万円を計上いたしました。

このほか、安全対策の一環といたしまして放射能測定調査研究に必要な経費二億三千六百万円を、また、核燃料物質の借り入れ、保障措置関連施策の強化等の行政費として二億二百万円と国庫債務負担行為額六千六百万円を計上いたしております。

第三に、宇宙開発の推進につきましては、昨年改定いたしました宇宙開発計画に基づき、ロケット及び人工衛星の開発を進めるとともに、これに必要な経費として歳出予算額百十六億四千三百万円、国庫債務負担行為額八十一億八千二百万円を計上いたしました。

まず、宇宙開発事業団につきましては、宇宙開発計画の改定に伴うNロケット及び、試験用ロケット並びに技術試験衛星1型の開発を進めるとともに種子島宇宙センターのロケット打ち上げ関連施設の整備のほか、研究・学園都市に建設を予定いたしましたロケット及び人工衛星の試験管制センターの整備などを行なうため必要な経費として、政府出資金、補助金を合わせ百四億七千四百万円と国庫債務負担行為額七十七億八千六百万円を計上いたしております。

次に、航空宇宙技術研究所における宇宙開発関連研究といたしまして、基礎的、先行的研究等に必要経費として、ロケットエンジン高圧性能試験施設の整備費など九億四千二百万円と国庫債務負担行為額三億九千六百万円を計上いたしております。

第四に、海洋開発の推進につきましては、まず、海洋科学技術に関する試験研究、大型共用施設の設置及び運用、人材の養成等を行なう機関として海洋科学技術センター（仮称）を新設することとし、これに必要な政府出資金及び補助金を合わせ一億三千万円を計上いたしておりますが、その新設に必要な海洋科学技術センター法案は別途御審議いただくこととなります。

また、潜水シミュレーターの建造、潜水調査船

による大陸だとの調査、海中作業基地の海中実験を行なうほか、海洋科学技術審議会を発展的に解消し、広く海洋開発に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議する機関として総理府に海洋開発審議会を設置するなど、これらに必要な経費として五億五千万円と国庫債務負担行為額八千五百万円を計上いたしております。

第五に、情報関連施策の拡充強化につきましては、情報化社会といわれます現代の趨勢に際するため科学技術会議の答申に示されました科学技術情報の全国的流通システム構想についての調査検討を行なうとともに、情報検索用語連辞書の編集などに必要な経費として一千二百万円を計上いたしましたほか、日本科学技術情報センターにおきまして科学技術情報入手案内業務及び環境・公害文庫集の発行業務並びに情報検索サービスに関する研究開発の促進など機能の拡充を促進いたしましたため、政府の出資金及び補助金を合わせ十億三千八百万円を計上いたしております。

第六に重要総合研究の推進につきましては、防災科学技術、交通事故防止技術、基礎電子技術、海洋科学技術及び環境保全のための環境科学技術等の総合的研究を実施するほか、不測の事態に對処し緊急に行なうべき研究の円滑な実施をはかりますため特別研究促進調整費八億円を計上いたしております。

第七に、研究開発一般の推進といたしまして、新技術開発、国際交流及び資源の総合的利用方策の推進並びに試験研究機関の整備強化をはかるため七十四億三百万円と国庫債務負担行為額四億二千万円を計上いたしました。

また、新技術開発の推進につきましては、新技術開発事業団に対する出資金及び補助金を合わせて七億六千四百万円を計上することにより、研究開発委託契約限度額を十六億円に引き上げるなど、その業務の拡充をはかるとともに、発明実施化試験の補助金として三千四百万円を計上いたしております。

次に、国際交流の促進につきましては、欧州原

子力機関(ENEA)の共同研究等への参加、ジュネーブで開催されます第四回原子力平和利用会議への参加、二国間の科学技術交流の拡充等のため一億三千三百万円を計上いたしております。

次に、資源の総合的利用方策の推進につきましては、海外資源の長期安定確保に関する調査等資源調査会を中心とする調査及び微生物利用によるバガスの飼料化等の委託調査を実施することともに、資源調査所の基礎的調査の充実をはかるため一億四千百万円を計上いたしております。

さらに、試験研究機関の整備強化につきましては、六十三億三千百万円と国庫債務負担行為額四億二千万円を計上いたしましたが、これは当庁の付属試験研究機関のうち、金属材料技術研究所の金属材料試験設備の整備、無機材料研究所の研究グループの増設及び研究用機器の整備、航空宇宙技術研究所の突風風洞の整備並びに国立防災科学技術センターの地震予知の研究の実施、研究施設の整備等に必要経費のほか、理化学研究所の研究運営及び図書館の建設などに必要な政府出資金及び補助金であります。

以上簡単でございますが、昭和四十六年度科学技術庁予算案のうち重要項目につきましてはその大略を御説明いたしました。このほか、一般会計予算総則において、原子力損害賠償補償契約に関する法律第八条の規定による国の契約の限度額を百六十六億円に、また、使用済み核燃料の再処理工場の建設資金のうち、動力炉・核燃料開発事業団が借り入れる資金の一部につきましては、同事業団法第三十四条の規定により、政府の保証する債務の限度額を「元本金額三十八億円及びその利息に相当する金額」と定めることといたしております。

○渡部委員長 以上で説明聴取は終わりました。

○渡部委員長 引き続き去る二月五日本委員会に付託されました原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を

改正する法律案、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案及び十三日に付託されました海洋科学技術センター法案を議題といたします。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改正する。

第二条第一項中「附随している核燃料物質」の下に「又は核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。次項において同じ。)」を「廃棄」の下に「であつて、政令で定めるもの」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「であつて政令で定めるもの」を削り、同条第二項中「原子核分裂生成物を含む」を「次条第二項において「核燃料物質等」というに、「責」を「責め」に改め、同条第三項第一号中「次号」を「第二号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 規制法第二十三条の二第一項の許可を受けた者

第二条第四項中「放射線」の下に「いい、原子力船又は「外国原子力船」とは、規制法第二十三条の二第一項に規定する原子力船又は外国原子力船を」を加える。

第三条の前の見出し中「及び責任の集中」を「責任の集中等」に改め、同条第一項中「責」を「責め」に改め、同条第二項中「核燃料物質」を「核燃料物質等」に改め、「ときは」の下に「当該原子力事業者間に特約がない限り」を加

え、「受取人」を「発送人」に、「責」を「責め」に改める。

第四条中「責」を「責め」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前条第一項の場合において、第七条の二第二項に規定する損害賠償措置を講じて本邦の水域に外国原子力船を立ち入らせる原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額は、同項に規定する額までとする。

3 原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百九十条第一項及び第七百九十八条第一項の規定は、適用しない。

第五条第一項中「又は過失」及びただし書を削る。

第七条第一項中「損害賠償措置は」の下に「次条の規定の適用がある場合を除き」を加え、「原子炉を船舶に設置する場合にあつては、一(雙当たり)を「若しくは一原子力船当たり」に、「五十億円」を「六十億円」に改め、第三章第一節中同条の次に次の一条を加える。

第七条の二 原子力船を外国の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結その他の措置であつて、当該原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額の原子力損害を賠償するに足りる措置として科学技術庁長官の承認を受けたものとする。

2 外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、当該外国原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額(原子力損害の発生原因となつた事実一について三百六十億円を下らないものとする。)の原子力損害を賠償するに足りる措置として科学技術庁長官の承認を受けたものとする。

三

第八条中「第三条の規定による原子力事業者の損害賠償」を「原子力事業者の原子力損害の賠償」に改める。

第十条第一項中「第三条の規定による原子力事業者の損害賠償」を「原子力事業者の原子力損害の賠償」に改め、「責任保険契約」の下に「その他の原子力損害を賠償するための措置」を加える。

第十六条第一項中「原子力事業者が第三条の」を「原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の」に、「責」を「責め」に改める。

第十七条中「場合」の下に「又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえる」と認められるものが生じた場合」を加える。

第二十条中「昭和四十六年十二月三十一日」を「昭和五十六年十二月三十一日」に改める。

第二十一条第一項中「原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶」を「若しくは原子力船」に改める。

第二十二条中「第七条第一項」の下に「若しくは第七条の二第二項若しくは第二項」を加え、「同条第二項」を「第七条第二項」に改める。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）

第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「原子力事業者を」を「原子力事業者（同項第一号の二に掲げる者を除く。）をいい、「原子力船」とは、賠償法第二条第四項に規定する原子力船を」に改める。

第二条中「賠償法第三条の規定による原子力事業者の損害賠償」を「原子力事業者の原子力損害の賠償」に改め、「責任保険契約」の下に「その他の原子力損害を賠償するための措置」を加える。

第三条第四号中「前二号」を「前各号」に改

め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次の一号を加える。

四 原子力船の外国の水域への立入りに伴い生じた原子力損害であつて、賠償法第七条第一項に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償するための措置（賠償法第七条の二第二項に規定する損害賠償措置の一部として認められるものに限る。）によつてはうめることができないもの

第四条中「補償契約に」を「前条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約金額は、賠償法第七条の二第二項に規定する損害賠償措置の金額に相当する金額（賠償法第七条第一項に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償するための措置が賠償法第七条の二第二項に規定する損害賠償措置の一部として認められる場合においては、当該原子力損害を賠償するための措置の金額を控除した金額）とする。

第五条中「補償契約の期間は」を「第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、原子力船が本邦の水域を離れる時から本邦の水域に戻る時までの期間内の期間とする。

第七条第二項中「政府が」の下に「第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る」を加える。

第十三条中第一号を削り、第二号を第一号に、第三号を第二号とする。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行

する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に行なわれている核燃料物質の運搬については、改正後の原子力損害の賠償に関する法律第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

3 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第二項第三号を削る。

第二十四条の二第二項中「次の各号」を「前条第一項第一号、第三号（原子炉の運搬に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる事項」に、「同項」を「第二十三条の二第二項」に改め、各号を削る。

第二十六条の二第二項中「又は第三号」を削る。

理由
最近における原子力の開発及び利用の進展にかんがみ、原子力損害賠償補償契約及び国の援助に関する規定を昭和四十七年以降に運輸を開始する原子炉等に係る原子力損害についても適用するとともに、内外の原子力船の相互寄港を円滑にするため、原子力船に係る原子力損害の賠償に関する制度を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案
日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律

日本原子力船開発事業団法（昭和三十八年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

わが国における原子力船開発の進展に伴い、日本原子力船開発事業団の設立の目的を達成するため、日本原子力船開発事業団法の廃止期限を昭和五十一年三月三十一日に変更する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海洋科学技術センター法案

海洋科学技術センター法

目次

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 設立（第十条―第十四条）

第三章 管理（第十五条―第二十二條）

第四章 業務（第二十三条―第二十四条）

第五章 財務及び会計（第二十五条―第三十二条）

第六章 監督（第三十三条―第三十四条）

第七章 補則（第三十五条―第三十七條）

第八章 罰則（第三十八條―第四十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 海洋科学技術センターは、海洋の開発に係る科学技術に関する総合的試験研究、研修等を行なうことにより海洋の開発に係る科学技術の向上を図ることを目的とする。

（法人格）

第二条 海洋科学技術センター（以下「センター」という。）は、法人とする。

（数）

第三条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第四条 センターの資本金は、その設立に際し、

政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 センターは、必要があるときは、科学技術庁長官の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、予算の範囲内において、センターに出資することができる。

4 政府は、センターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第五条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第七条 センターは、その名称中に海洋科学技術センターという文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に海洋科学技術センターという文字を用いてはならない。

(登記)

第八条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第

四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、センターについて準用する。

第二章 設立

(発起人)

第十条 センターを設立するには、海洋の開発について専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(設立の認可)

第十一条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を科学技術庁長官に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十二条 科学技術庁長官は、前条の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、海洋の開発に係る科学技術（以下「海洋科学技術」という。）の向上に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

(事務の引継ぎ)

第十三条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務をセンターの会長となるべき者に引き継がなければならない。

2 センターの会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付を求めなければならない。

(設立の登記)

第十四条 センターの会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付があつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十五条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員を選任方法その他の役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

十一 設立当初の役員

2 センターの定款の変更は、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。

(役員)

第十六条 センターに、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、センターの業務を監査する。

(役員の新規禁止)

第十八条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、科学技術庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十九条 センターと会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(評議員会)

第二十条 センターに、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以上で組織する。

3 評議員は、海洋の開発について専門的な知識を有する者のうちから、科学技術庁長官の認可を受けて、会長が任命する。

(職員の任命)

第二十一条 センターの職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十二条 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十三条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 海洋科学技術に関し多数部門の協力を要する総合的試験研究を行なうこと。

二 海洋科学技術に關し各種試験研究に共通して用いられる施設及び設備を保有し、これを海洋科学技術に關する試験研究を行なう者の共用に供すること。

三 海洋科学技術に關する研修を行なうこと。

四 海洋科学技術に關する資料を収集すること。

五 第一号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 センターは、前項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十四条 センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)
第二十五条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十六条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十七条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に科学技術庁長官に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を科

学技術庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添附しなければならない。

(書類の送付)

第二十八条 センターは、第二十六条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に關する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十条 センターは科学技術庁長官の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、科学技術庁長官の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十一条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

(報告及び検査)

第三十三条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに對し報告をさせ、又はその職員にセンターの事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第三十四条 科学技術庁長官は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なった場合において、センターの業務又は会計が法令若しくはこれに基づく科学技術庁長官の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、センターに對して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 科学技術庁長官は、センターが前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

第七章 補則

(出資者原簿)

第三十五条 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日

三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第三十六条 センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に應じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣等との協議)

第三十七条 内閣総理大臣は、第三十二条の規定による総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 科学技術庁長官は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四條第二項、第二十三條第二項、第二十四條第一項、第二十六條又は第三十條第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十七條第一項又は第三十一條の規定による承認をしようとするとき。

3 科学技術庁長官は、次の場合には、関係行政機関の長に協議しなければならない。

一 第二十三條第二項又は第二十四條第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十六條の規定による認可(事業計画に係る部分に限る。)をしようとするとき。

第八章 罰則

第三十八条 第三十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により科学技術庁長官の認

可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第四十条 第七條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に海洋科学技術センターという文字を用いている者については、第七條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一、第一号の表中「外貨埠頭公団」の項の次に次のように加える。

海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第二号)

第六條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二、第一号の表中「開拓融資保証協会の項」の次に次のように加える。

海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第二号)

第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五、第一項第六号中「農業機械化研究所」の下に、「海洋科学技術センター」を加える。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第八条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七條の二に次の一号を加える。

八 海洋科学技術センターに関すること。

理由

海洋の開発の重要性にかんがみ、海洋の開発の促進に資するため、海洋科学技術センターを設立し、海洋科学技術に関する総合的試験研究、共用試験研究施設の供用、研修等海洋科学技術の向上を図るため必要な業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇渡部委員長 ます、三案について順次提案理由の説明を聴取いたします。西田国務大臣。

〇西田国務大臣 ます、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

原子力の開発利用を進めるに当たりましては、その安全性を確保することが絶対的な要件であることは申すまでもありませんが、さらに万一の際における損害賠償制度を確立して、国民の不安感を除去するとともに、原子力事業の健全な発展に資することが必要であります。

このような観点から、昭和三十六年に制定されました原子力損害賠償関係二法律に基づき、原子力事業者に無過失損害賠償責任を課することと、原子力事業業者への責任の集中、損害賠償措置の義務づけ等を行ない、また責任保険等でカバーされないリスクについては国家補償契約制度を導入してまいりたのであります。わが国の原子力事業は、安全面では他国に見ない厳重な規制とこのような損害賠償制度の適切な運用によつて順調な歩みを続けております。

しるかに、現行法は、国の補償契約制度と、損害賠償措置を越える原子力損害が発生した場合の原子力事業業者に対する国の援助の規定を法制定後十年間すなわち、昭和四十六年末までに運転を開始する原子炉等に限り適用することとしております。これは十カ年経過した時点で原子力の開発利用の進展等に応じ原子力損害賠償制度を再検討するためのものであります。今後の原子力開発利用の促進のためには、昭和四十七年以降に運転を開始する原子炉等についてもこれらの規定を適用できるようにすることが必要であります。

また、現行賠償制度発足時には、わが国において原子力船の建造が現実のものとなっておりましてしたが、近く原子力第一船「むつ」の就航が実現いたしますとともに、米国、西独等の原子力船の本邦寄港の要請も従来から強く行なわれてきております。

従つて、内外の原子力船の円滑な相互寄港をはかるため、原子力船に関連して原子力損害賠償制度を整備することが必要であります。

さらに、最近における原子力の開発利用の進展に応じ、損害賠償措置額の引き上げ、核燃料輸送中の責任等に関連する所要の改正を行なうことが必要であります。

このため、原子力委員会に原子力損害賠償制度検討専門部会を設けて、原子力損害賠償制度に関する諸条約あるいは欧米諸国の原子力損害賠償制度を参考として検討してまいりましたが、その結論が得られましたので、このたび本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の内容につきまして主要な点を

御説明申し上げます。本法律案は、賠償法の一部改正と補償契約法の一部改正とからなっておりますが、まず賠償法の一部改正につきましては、第一に、先に述べましたとおり、国の補償契約制度と国の援助に関する規定の適用が昭和四十六年十二月末までに運転を開始した原子炉等に限定されておりますので、この規定をさらに十年延長し、昭和五十六年十二月末までに運転を開始する原子炉等に適用することとしております。

第二に、原子力船に係る原子力損害賠償制度の整備についてであります。わが国の原子力船が外国の水域に立ち入る場合には、原子力船運航者の責任に関する条約等を参考として、両国政府間の合意に基づき原子力事業者の損害賠償責任を一定の額までとし、国内で要求される損害賠償措置に加えてその額までの損害賠償措置を講じさせることとしております。その場合の損害賠償措置としては、民間の責任保険等のほかに民間の責任保険等がカバーされない部分について後に述べますように、国の補償契約制度を拡大することとしております。

また、現在、わが国の原子力船については、その原子力炉に着目して陸上原子炉と同じ損害賠償措置が義務づけられておりますが、外国原子力船については賠償法上の規定を欠いておりますので、外国原子力船が本邦水域に立ち入る場合の運航者に関する賠償法上の規定を整備することとしております。

即ち、外国原子力船が本邦の水域に立ち入る場合にも、わが国の原子力船が外国の水域に立ち入る場合と同様、両国政府間の合意に基づき原子力事業者の損害賠償責任を一定の額までとし、その額までの損害賠償措置を講じさせることとしております。なお、その額は一原子力事故当たり三百六十億円を下らない額とすることとしております。

また、万一合意した額をこえる損害が発生した場合には被災者の救助及び被害の拡大の防止のため

第二類第三号 科学技術振興対策特別委員会議録第二号 昭和四十六年二月十七日

七

めの必要な措置を政府が講ずるようになすこととしております。

第三に、賠償措置額については、現在の五十億円を民間責任保険の引き受け能力、外国の例等を勘案し、六十億円に引き上げることとしております。

第四に、求償権の制限及び核燃料物質運搬中の責任については、特約がある場合を除き、原子力事業者の求償権の行使を第三者に故意がある場合に限り、核燃料物質の運搬中の責任は受け取り人ではなく送込人にあることとする等関連規定を整備することとしております。

次に、補償契約法の一部改正につきましては、賠償法の改正に対応して、わが国の原子力船の外国の水域への立ち入りに伴い生じた原子力損害であつて、民間の責任保険等で埋められないものをカバーするため、西国政府間の合意で定められる損害賠償責任額まで政府と原子力事業者の間で補償契約を締結できることとしております。

以上、この法律案の提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

続いて日本原子力開発事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

最近における世界海運の趨勢を見ますと、世界経済の発展に伴い海上輸送量が著しく増加しつつあり、これに伴い船舶の高速化、巨大化の傾向がますます顕著なものとなっております。

船舶の高速化、巨大化に伴い、経済的な高出力推進機関の開発が要請されますが、将来原子力推進機関がその有利性を発揮できるものと期待され、世界の主要海運造船国におきましては、原子力船の実用化に関する研究開発を鋭意進めており、すでに米国のサバンナ号、ソ連のレーニン号、ドイツのオットー・ハーン号は就航を見ております。

わが国におきましても、原子力第一船の建造運

航により、原子力船に関する技術の確立をはかるため、その開発を担当する機関として、日本原子力開発事業法を制定することとして、昭和三十一年に日本原子力開発事業法を制定いたしました。

日本原子力開発事業法は、原子力委員会の決定した原子力第一船開発基本計画に従いまして、原子力船「むつ」の開発につとめてまいりましたが、船舶の大幅上昇等の事情によりまして当初計画による昭和三十九年度における建造着手が困難となり、これに伴い昭和四十二年三月原子力委員会は、基本計画の改定を余儀なくされたのであります。

日本原子力開発事業法は、改定後の基本計画に従い、昭和四十二年十一月原子力船の建造に着手し、昭和四十五年七月船体建造工事を終え、現在、青森県つ市の定係港におきまして、原子炉熱交換器、燃料装荷、出力上昇試験の上、慣熟運転、実験航海等を終了するのは、昭和五十年年度になるものと見込まれております。

このような状況にかんがみ、原子力第一船開発の所期の目的を達成するため、日本原子力開発事業法の一部を改正する法律案を提出する昭和四十七年三月三十一日から四年延長し、昭和五十一年三月三十一日と改正する必要があると見られます。

以上、この法律案の提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

続きまして、海洋技術センター法案につきまして、提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

海洋には、水産資源をはじめ、石油、天然ガス、金属などの鉱物資源さらには広大な空間など豊かな可能性が秘められています。陸上資源に乏しいわが国が、今後、経済社会の発展をはかり、国民生活の向上を期するためには、わが国を取り囲む海洋が包蔵するこれら資源の開発、利用が不可欠であります。水産、海運等の伝統的な海洋利

用の分野では、わが国は、世界的な水準にあると考えられますが、海底石油の掘き、海上または海中空間の開発など新しい海洋の開発については、まだその緒についたばかりであり、先進諸国に比してかなりの立ちおくれを示しています。

海洋の開発を推進するためには、まず、これに必要な科学技術の開発が重要であることは言うまでもありません。このため、政府といたしましては、かねてから、関係各省庁における試験研究等を強力に実施してきたところであります。しかし、アメリカやフランスをはじめとする先進諸国の水準に早急に到達し、豊かな海洋資源の開発利用をはかるためには、海洋の開発のための新しい要請に応じた試験研究や研究者、技術者の研修等を行なう必要があり、これは、既存の試験研究機関等では必ずしも十分であるとはいえません。

このような現状にかんがみ、海洋の開発にかかると科学技術、すなわち海洋科学技術に関する試験研究、研究者及び技術者の研修を行ない、試験研究施設を共用に供する等海洋科学技術の向上をはかるために必要な業務を行なう機関として、海洋科学技術センターを設立しようとするものであります。

次に、この法案の要旨について、御説明申し上げます。

まず第一に、海洋科学技術センターの設立につきましては、海洋の開発について専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となつて、科学技術庁長官の設立の認可申請を行なうこととし、科学技術庁長官は、その申請の内容を審査いたしまして、その業務が健全に行なわれ、海洋科学技術の向上に寄与することが確実であると認めるときは、一を限り、設立を認可することとなっております。

第二に、海洋科学技術センターの資本金は、政府及び民間の出資によつて構成されることとなつており、政府は、昭和四十六年度予算案においては、一億円の出資を予定しております。

第三に、海洋科学技術センターの役員として、

会長、理事長、理事及び監事を置くこととし、これらの役員は、定款の定めるところに従つて選任され、その選任には科学技術庁長官の認可を要することといたしております。また、運営に関する重要事項を審議する機関として、海洋科学技術センターに評議員会を置くこととしております。

第四に、海洋科学技術センターの行なう主たる業務は次のとおりであります。第一は海洋科学技術につきましても、多くの技術分野にまたがる総合的試験研究を行なうこととあります。第二は、海洋科学技術の各種の試験研究に共通して用いられる施設及び設備を保有して、これを海洋科学技術の試験研究を行なう者の共用に供することとあります。第三の業務としましては、海洋科学技術に関し、研究者及び技術者の研修を行なうこととあります。第四は、海洋科学技術に関する資料を広く収集し、一般の利用に資することとあります。

最後に、海洋科学技術センターの適正な運営を確保するため、科学技術庁長官がその監督を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決賜わりますようお願いいたします。

○渡部委員長 以上で三案の提案理由の説明聴取は終わりました。三案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は、明十八日（木）午前十時より理事会、午後二時五分散会。